

最高裁秘書第3510号

令和4年12月19日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞哉

司法行政文書不開示通知書

7月12日付け（同月15日受付、第040280号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和4年度に開催された司法修習生指導担当者協議会に関する、総合協議要録

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課 (文書開示第二係) 電話 03-(4233)5240 (直通)